

NPO 法人 テラス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人はNPO 法人テラスという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都多摩市和田 157 第 2 幸コーポ 101 号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として子供、女性が生きやすく、いきいきと活動できるための支援、居場所づくりを行う。子供と女性が活躍できるように多様な方法を探り実行することで、得意なものを認めて、多様な人が地域社会を構成することを通じ、だれにも住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として次の事業を行う。

- (1) 子供の居場所づくり、学習支援、見守り、野外活動、イベント事業
- (2) 女性の居場所づくり、就労支援、調理講習会、交流会、生活支援事業
- (3) 子どもと女性が地域とつながり、社会の一員として活躍するイベントに参加、運営する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡しまたは失踪宣告をうけたとき。
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は代表が別に定める退会届を代表に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表とし1人を副代表とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事及び副代表は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者または3親等以内の親族が一人をこえて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は理事またはこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第14条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表以外の理事はこの法人を代表しない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときその職務を代行する。
- 4 理事はこの定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務

を執行する。

5 監事は次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行を監査する。
- (2) この法人の財産の状況を監査する。
- (3) この二つの監査の結果、この法人の業務または財産に関し法令、または定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は 正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 22 条 通常総会は年 1 回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項の第 4 号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第 23 条 総会は代表が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を書面または電磁的方法により開催日の日の 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 24 条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 25 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 26 条 総会の議決事項はあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事はこの定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)。

第28条 総会の議事は、次の事項を記載した議事録をつくる。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び総会で選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日および正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行ったものの氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ定められた事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及び予算は毎事業年度代表が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、また所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告はこの法人の掲示板に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告についてはこの法人のホームページにて行う。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の理事は、次のとおりとする。

代表	岡部恭子
副代表	土谷由美
理事	小宮美和子
監事	田中眞由美
監事	迫田成美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は令和 6 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度はこの法人の成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は次に掲げる額とする。

年会費 正会員（個人）500 円 賛助会員（個人）1口 1000 円
(1口以上)